

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和4年3月定例会

議案の 件名	議案第10号 交野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 について	政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）
-----------	--	------------	---

<p>〈政策等の概要〉</p> <p>この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第1項の規定による非常勤消防団員等に係る損害補償及び消防法（昭和23年法律第186号）第36条の3の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償並びに水防法（昭和24年法律第193号）第6条の2第1項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償及び同法第45条の規定による水防に従事した者に係る損害補償並びに災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償を的確に行うことを目的とする。</p>	<p>〈他の自治体の類似する政策等との比較〉</p> <p>他市（近隣市）においても、同様の改正が行われる。</p>										
<p>〈政策等を必要とする背景〉</p> <p>令和2年6月5日に、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）が公布され、同法附則第65条で消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）の一部が改正されたことに伴い（令和4年4月1日施行）、交野市消防団員等公務災害補償条例についても同様に改正するもの。</p>	<p>〈将来にわたる効果及びコストの状況〉</p>										
<p>〈提案に至るまでの経緯〉</p> <p>令和2年6月5日、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が公布</p>	<p>〈総合計画等の整合〉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">“かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ）</td> <td>66. 災害や事故、急病時の迅速、適切な対応に備えている 67. 火災や事故、犯罪が少なく安心である 68. 災害で被害を受けないよう、少なくするよう備えている</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○その他の計画（該当する場合のみ）</td> </tr> <tr> <td>計画名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>策定年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td></td> </tr> </table>	“かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ）	66. 災害や事故、急病時の迅速、適切な対応に備えている 67. 火災や事故、犯罪が少なく安心である 68. 災害で被害を受けないよう、少なくするよう備えている	○その他の計画（該当する場合のみ）		計画名称		策定年度		計画期間	
“かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ）	66. 災害や事故、急病時の迅速、適切な対応に備えている 67. 火災や事故、犯罪が少なく安心である 68. 災害で被害を受けないよう、少なくするよう備えている										
○その他の計画（該当する場合のみ）											
計画名称											
策定年度											
計画期間											
<p>〈市民参加の状況〉</p> <p>有・<input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">〈政策等の実施時期〉</td> <td>令和4年4月1日</td> </tr> <tr> <td>担当部局</td> <td>担当課</td> <td>添付資料（有の場合は、その名称）</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td>総務課</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 新旧対照表等</td> </tr> </table>	〈政策等の実施時期〉		令和4年4月1日	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）	消防本部	総務課	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 新旧対照表等	
〈政策等の実施時期〉		令和4年4月1日									
担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）									
消防本部	総務課	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 新旧対照表等									

交野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

令和2年6月5日に年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）が公布され、同法附則第65条で消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）の一部が改正された（令和4年4月1日施行）。これに伴い、交野市消防団員等公務災害補償条例について、所要の改正を行うもの。

2. 条例改正の内容

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の改正内容と同様に、交野市消防団員等公務災害補償条例第3条第2項ただし書「ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。」を削除する。

3. 施行日

令和4年4月1日

交野市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第20号）新旧対照表

新	旧
<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p>	<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p>